

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

今日、我が国の雇用は、労働者の非正規化により、非正規労働者及び低賃金労働者が増加を続けている状況であり、格差と貧困の問題はますます深刻の度合いを増している。

最低賃金制度は、労働者が健康で文化的な人間らしい暮らしを営むことを保障する社会的セーフティネットの一つであり、これを有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善を初め、特定最低賃金における企業内最低賃金協定の締結及び適用労働者の拡大、均等待遇が重要な課題となっている。

こうしたことから、安心・安定が確保された生活を可能とするためにも、最低賃金については、生活保護水準を下回ることがないように、速やかな改定が図られるべきである。

よって、政府等関係機関におかれては、平成24年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たっては、次の事項について特段の配慮をされるよう本市議会は強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
- 2 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
- 3 最低賃金論議については、生活保護にかかわる施策との整合性を図ることが確認されていることから、早期に生活保護水準を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月22日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
神 奈 川 労 働 局 長 } あて